

## 個人住民税の公的年金等支払報告書の光ディスク等化の仕様について

公的年金等支払報告書の光ディスク等による調製及び当市への提出に係る具体的な事務の仕様については、次のとおり。（この仕様は、総務省自治税務局長からの平成27年12月25日付総税市第86号通知「個人住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による調整及び市町村への提出並びに特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の作成等について（通知）」より必要な部分を抜粋し、作成したものである。）

### 第1 地方税法第317条の6第5項第2号の規定に基づく公的年金等支払報告書の光ディスク等により調整及び市町村への提出等

#### 光ディスク及び磁気ディスクによる調整及び関係市町村への提出

##### （1）光ディスク及び磁気ディスクの規格等

公的年金等支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調整する場合の光ディスク及び磁気ディスクの規格並びにファイルの仕様は、全国的に統一するため、別紙9によるものとする。なお、光ディスク及び磁気ディスクの規格並びに光ディスク及び磁気ディスクへの公的年金等支払報告書記載事項の記録方法については技術基準を踏まえたものとする。

また、レコードの内容及びレコードの作成要領は、別紙10によるものとする。

##### （2）公的年金等支払報告書の提出

公的年金等支払報告書が光ディスク又は磁気ディスクにより調製され、提出される場合には、書面による公的年金等支払報告書の提出は不要となるものであること。

なお、提出された光ディスク及び磁気ディスクの保管には万全を期するものとし、その保管年限等の管理方法は別途定めておくこと。

##### （3）他市町村分のデータが混在していた場合の処理

特別徴収義務者等から提出された報告書等に他の市町村において課税又は把握すべき給与所得者又は年金所得者に係るものが含まれていた場合には、当該特別徴収義務者等に連絡するとともに、関係市町村長が判明した場合には、所定の様式により当該関係市町村長に通知するものとする。

なお、この通知を受けた市町村においては、必要に応じて当該特別徴収義務者等と協議のうえ、所要の措置を講ずること。

### 第2 地方税法第317条の6第7項の規定に基づく公的年金等支払報告書の光ディスク等による調製及び関係市町村への提出

#### 光ディスク及び磁気ディスクによる調製及び関係市町村への提出等

(1) 光ディスク及び磁気ディスクの規格等

公的年金等支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調製する場合の光ディスク及び磁気ディスク及び磁気ディスクの規格並びにファイルの仕様は、全国的に統一するため、別紙9によるものとする。

また、レコードの内容及びレコード作成要領は、別紙10によるものとする。

(2) 公的年金等支払報告書の光ディスク又は磁気ディスクによる提出の承認

公的年金等支払報告書を光ディスク及び磁気ディスクにより調製する場合の地方税法施行令第48条の9の8第1項の規定による承認の申請は、別紙6-2の「給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク又は磁気ディスクによる提出承認申請書」により行うこととする。

(3) 公的年金等支払報告書の提出

公的年金等支払報告書が光ディスク及び磁気ディスクにより調製され、提出される場合には、書面による公的年金等支払報告書の提出は不要となるものであること。

なお、提出された光ディスク及び磁気ディスクの保管には万全を期するものとし、その保管年限等の管理方法は別途定めておくこと。

(4) 光ディスク及び磁気ディスクに他市町村分が混在していた場合の処理

特別徴収義務者から提出された報告書等に他の市町村において課税又は把握すべき給与所得者又は年金所得者に係るものが含まれていた場合には、当該特別徴収義務者等に連絡するとともに、関係市町村が判明した場合には所定の様式により関係市町村長に通知するものとする。

なお、この通知を受けた市町村においては、必要に応じて当該特別徴収義務者等と協議のうえ、所要の措置を講ずること。